

地方独立行政法人山口県産業技術センター開放機器利用規則

(制 定) 平成 2 1 年 4 月 1 日

規則第 8 号

(最終改正日) 令和 5 年 5 月 2 4 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方独立行政法人山口県産業技術センター（以下「法人」という。）が所有する機械器具（以下「機器」という。）の利用に関し必要な事項について定めるものとする。

(利用機器の範囲)

第 2 条 一般の利用に供する機器（以下「利用機器」という。）及び法人の施設外に持ち出して使用するために貸出を行う機器（以下「貸出機器」という。）は、別に定める。

(利用者の範囲)

第 3 条 利用機器の利用ができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 県内に工場又は事業場を有する企業（県内に住所を有する個人事業者、県内に工場若しくは事業場を有する企業又は県内に住所を有する個人事業者がその主たる構成員となっている団体、県内に住所を有する農林水産業従事者がその主たる構成員となっている団体を含む。）に勤務する者

(2) 国の機関（県内にその所在地を有するものに限る。）、独立行政法人（県内にその所在地を有するものに限り、国立大学法人及び国立高等専門学校専門機構を除く。）、山口県又は山口県が設立した地方独立行政法人（公立大学法人山口県立大学を除く。）に勤務する者

(3) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）に規定する大学（県内にその所在地を有するものに限る。）、高等専門学校（県内にその所在地を有するものに限る。）又は高等学校（県内にその所在地を有するものに限る。）に勤務する者

(4) 協定等に基づき、法人の施設設備の利用ができるとされている者

(5) 前四号に掲げるものの他理事長が特に認めた者

2 貸出機器の貸出を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 前項各号のいずれかに該当する者であること。

(2) 当該機器を県内において使用するものであること。

(3) 機器を使用する理由が、各機器ごとに定める「法人の施設外に持ち出

しての使用がやむを得ない理由」に該当するものであること。

(利用時間等)

第4条 利用機器の利用時間（以下「利用時間」という。）及び貸出機器の貸出時間（法人の施設から搬出し、再び法人の施設に搬入されるまでの時間をいう。以下「貸出時間」という。）は、山口県産業技術センター利用規則第2条に規定する開館日の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。

ただし、理事長が特に必要と認めたときは、利用時間及び貸出時間の延長、利用時間以外の時間での利用、貸出時間以外の時間での貸出、複数の日に跨る時間での貸出ができるものとする。

2 前項のただし書きに掲げる場合の利用条件は、理事長が別に定める。

(職員の立会い)

第5条 貸出機器の貸出にあたっては、法人の職員がその使用に立ち会うものとする。ただし、理事長が、職員の立ち会いが不要であるとして特に認めた場合については、この限りでない。

(利用の申請)

第6条 利用機器を利用しようとする者及び貸出機器の貸出を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

(1) 地方独立行政法人山口県産業技術センター機器利用承諾申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）

(2) 機器借用書（別記第2号様式。前条ただし書きに該当する場合に限る。）

(利用の可否の決定等)

第7条 理事長は、前条の規定により申請書等の提出があった場合は、その内容を審査の上、すみやかに利用の可否を決定し、その結果を当該申請書を提出した者に対して通知する。

(承諾の取消し等)

第8条 理事長は、利用機器の利用又は貸出機器の貸出について承諾を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、その承諾を取り消し、又は利用機器の利用若しくは貸出機器の貸出を拒むことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により利用機器の利用又は貸出機器の貸出の承諾を受けたとき。

(2) この規則に違反したとき。

(3) 故意又は重大な過失により、法人の施設又は機器（利用機器及び貸出

機器をいう。以下同じ。)を汚損し、損傷し、又は亡失したとき。

(4) 理事長が機器の管理のため必要があると認めてした指示に従わないとき。

(5) 第11条第1項に規定する使用料等の納入を怠ったとき。

(遵守事項)

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 法人の施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。

(2) 他の者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(3) 機器を使用者以外の者に使用させないこと。

(4) 使用開始時又は貸出時及び使用終了時又は返却時において、機器の状態について、法人の職員による確認を受けること。

(5) 機器を汚損し、損傷し、亡失したときは、速やかに理事長に届け出てその指示を受けること。なお、機器に不調又は変調が生じたときも同様とする。

(6) 機器の使用に伴って使用者の負傷等が発生したときは、速やかに法人の職員に報告するとともに、負傷等の治療、補償等の処置については、当該使用者又はその者が所属する企業、機関、大学等が、自らの責任において対応すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、理事長が機器の管理のために必要があると認めて定めた事項

(弁償)

第10条 使用者は、法人の施設、設備若しくは機器を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、理事長の指示に従い、その負担においてこれを補てんし、若しくは修理し、又は金銭をもってその損害を弁償しなければならない。ただし、理事長がやむを得ない理由があると認めたときは、その弁償金額の全部又は一部について免除することができる。

(使用料)

第11条 使用者は、別に定めるところにより、使用料を納入しなければならない。

2 使用料の納入の期限は、理事長が別に定める。

3 使用料は、現金又は口座振込により納入するものとする。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

5 理事長は、現に新事業創造支援センターに入居している企業（その役員及

び職員を含む。)若しくは個人事業者又は公益上特に必要があると認める者その他特別の理由があると認めるものに対しては、使用料を減免することができる。

(使用者の費用負担)

第12条 次に掲げる費用は、使用者の負担とする。

- (1) 機器を法人の施設外に持ち出して使用する場合に生ずる法人の施設からの搬出、使用場所への運搬、使用後における法人の施設への搬入及び設置までに要する一切の経費
- (2) 法人の施設外において機器を駆動させるために必要な電気等の使用料
- (3) 前条第3項の規定により、使用料を口座振込によって納入する場合の振込手数料

(秘密の保持)

第13条 機器の利用の業務に従事する法人の役員若しくは職員等及び使用者は、当該業務の実施に際して知り得た相手方の秘密(以下「秘密情報」という。)又は機器の利用に関する情報について、既に公知のものである場合又は事前に文書で相手方の承諾を得た場合を除き、第三者に開示してはならない。ただし、当該秘密情報が、公益通報者保護法(平成16年法律第122号)第2条第3項の「通報対象事実」に該当する場合であって、同法の趣旨に従って公益通報するものについてはこの限りでない。

- 2 理事長及び使用者は、前項に規定する秘密情報の保持に関して、相手方の求めに応じて、秘密保持契約を締結することができるものとする。

(名義使用の承認)

第14条 カatalog、パンフレット等の印刷物(ホームページの掲載物等電子的方式で作られるものを含む。)において、機器の利用に係る記述(法人の名称を使用するものに限る。)をしようとする者は、理事長に名義使用承認申請書(別記第3号様式)を提出し、理事長の承認を得なければならない。

- 2 前項の承認の有効期間は、承認の日から3年を超えない範囲で理事長が定める期間とする。

(法人の役員又は職員が機器の操作の全てを行う場合の特例)

第15条 機器の利用に際して、当該機器の操作の全てを法人の役員又は職員が行う場合については、前条までの規定にかかわらず、当該機器の利用を地方独立行政法人山口県産業技術センター依頼試験実施規則第2条又は第9条第1項に規定する依頼試験の実施とみなし、同規則の規定を適用する。

附 則
この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 26 年 7 月 14 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 27 年 2 月 16 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 27 年 2 月 27 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から

施行する。

附 則
この規則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 28 年 1 月 25 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 28 年 10 月 3 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 28 年 10 月 20 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 29 年 1 月 23 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 29 年 4 月 5 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 29 年 12 月 18 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 30 年 4 月 20 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 30 年 6 月 22 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 30 年 7 月 20 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 30 年 12 月 10 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 31 年 1 月 11 日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年 4月20日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年 2月 1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年 2月12日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年 4月 6日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年 6月22日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月 1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年12月25日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年1月18日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年1月27日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年2月5日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月6日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年6月4日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年8月10日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年10月11日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年2月7日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年6月10日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年8月8日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年1月4日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年2月6日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月24日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年5月24日から施行する。

地方独立行政法人山口県産業技術センター機器使用承諾申請書

令和 年 月 日

地方独立行政法人

山口県産業技術センター理事長 様

郵便番号

申請者 住 所
氏 名

（電話 局 番）

下記のとおり産業技術センターの機器の使用の許可を受けたいので、地方独立行政法人山口県産業技術センター開放機器利用規則第6条の規定により申請します。

記

使用しよう とする機器	名 称				
	区 分	利 用 ・ 貸 出			
	使用期間	令和 年 月 日 時 分から 令和 年 月 日 時 分まで			
使用の目的 (該当項目に○印を記入してください)		・基礎研究 ・新製品開発 ・製品の品質管理 ・トラブル対策 ・製造工程の管理 ・製品の製造に関する作業 ・人材の育成 ・その他 ()			
使用責任者氏名		(所属) (役職)		(氏名)	
使用人員		人			
その他参考となるべき事項					
料 金 区 分				支払方法	

注 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

機 器 借 用 書

令和 年 月 日

地方独立行政法人
山口県産業技術センター理事長 様

郵便番号
申請者 住 所 氏 名
(電話 局 番)

下記のとおり機器（付属品を含む。）を借用します。なお、当方の責による
損傷、故障又は紛失については、当方の負担においてこれを補てんし、若しく
は修理し、又は金銭をもってその損害を弁償します。

記

- 1. 借用機器名
- 2. 借用機器の構成又は付属品

- 3. 借用期間 借用日時 令和 年 月 日 時 分
返却予定日時 令和 年 月 日 時 分
- 4. 使用場所 施設名
住 所
- 5. 借用責任者 所 属
氏 名
連絡先

- 6. 借用前の機器の状態
借用機器には、下欄の記載事項以外に異常がないことを確認しました。
借用責任者 印 貸出担当者 印

- 7. 借用後の機器の状態
借用機器に、使用前記載事項以外に異常（損傷、故障）がないことを確認
しました。

返却日 年 月 日
借用責任者 印 貸出担当者 印

借用機器に、下欄の記載事項の異常（損傷、故障、紛失）があることを確
認しました。

返却日 年 月 日
借用責任者 印 貸出担当者 印

第 3 号様式（第 1 4 条関係）

名 義 使 用 承 認 申 請 書

令和 年 月 日

地方独立行政法人
山口県産業技術センター理事長 様

郵便番号
申請者 住 所
氏 名

（電話 局 番）

下記のとおり名義を使用したいので、地方独立行政法人山口県産業技術センター開放機器利用規則第 1 4 条第 1 項の規定により申請します。

記

名義を使用 する媒体	媒体等の 名称	
	発行（掲載） 予定年月日	
名義使用の目的		
名義を使用する文面等 （機器名を明示のこと）		

注 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。